

平成 25 年 6 月 3 日  
市 民 局  
総 務 課 長  
丸 畠 聡  
電 話 6 7 1 - 2 2 9 2

市民・文化観光・消防委員会 要求資料

- 1 市民局所管の外郭団体が無償貸付を受けている土地・建物の一覧について
- 2 区庁舎及び市民局所管の市民利用施設の受動喫煙対策状況について

1 市民局所管の外郭団体が無償貸付を受けている土地・建物の一覧について

(1) 公益財団法人横浜市体育協会

平成25年4月1日時点

施設名	区分 (土地・建物)	財産区分	無償貸付理由	貸付契約等担当課
1 横浜プールセンター(プール)	土地	普通財産	貸付の相手方が公共的団体に該当する(公財)横浜市体育協会であり、当該財産を公益事業と認められるプールもしくはその付帯施設として使用するため、「財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例 第4条1項」に基づき無償貸付を行っています。	市民局スポーツ振興課
2 横浜プールセンター(プール)	建物	普通財産		市民局スポーツ振興課
3 本牧市民プール	土地	普通財産		市民局スポーツ振興課
4 本牧市民プール	建物	普通財産		市民局スポーツ振興課
5 旭プール	土地	普通財産		市民局スポーツ振興課
6 旭プール	建物	普通財産		市民局スポーツ振興課
7 港南プール	土地	普通財産		市民局スポーツ振興課
8 港南プール	建物	普通財産		市民局スポーツ振興課
9 栄プール	土地	普通財産		市民局スポーツ振興課
10 栄プール	建物	普通財産		市民局スポーツ振興課
11 栄プール駐車場	土地	普通財産		市民局スポーツ振興課
12 保土ヶ谷プール	建物	普通財産		市民局スポーツ振興課
13 都筑プール	土地	普通財産		市民局スポーツ振興課
14 都筑プール	建物	普通財産		市民局スポーツ振興課
15 都筑プール駐車場	土地	普通財産	貸付の相手方が公共的団体に該当する(公財)横浜市体育協会であり、当該財産を公益事業と認められるプール及び地域療育センター等の付帯施設として使用するため、「財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例 第4条1項」に基づき無償貸付を行っています。	こども青少年局 障害児福祉保健課
16 金沢プール	土地	普通財産	貸付の相手方が公共的団体に該当する(公財)横浜市体育協会であり、当該財産を公益事業と認められるプールもしくはその付帯施設として使用するため、「財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例 第4条1項」に基づき無償貸付を行っています。	市民局スポーツ振興課
17 金沢プール	建物	普通財産		市民局スポーツ振興課
18 横浜市鶴見川漕艇場	建物	普通財産	貸付の相手方が公共的団体に該当する(公財)横浜市体育協会であり、当該財産を公益事業と認められる漕艇場もしくはその付帯施設として使用するため、「財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例 第4条1項」に基づき無償貸付を行っています。	市民局スポーツ振興課
19 たきがしら会館	土地	普通財産	貸付の相手方が公共的団体に該当する(公財)横浜市体育協会であり、当該財産を公益事業と認められる市民利用スポーツ施設もしくはその付帯施設として使用するため、「財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例 第4条1項」に基づき無償貸付を行っています。	市民局スポーツ振興課
20 たきがしら会館	建物	普通財産		市民局スポーツ振興課
21 新横浜駐車場	土地	普通財産	貸付の相手方が公共的団体に該当する(公財)横浜市体育協会であり、新横浜地区のまちづくりにより増大する駐車場需要に対処する公共性の高い駐車場であることから、「財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例 第4条1項」に基づき無償貸付を行っています。	都市整備局都市交通課
22 新横浜北駐車場	土地	行政財産	貸付の相手方が公共的団体に該当する(公財)横浜市体育協会であり、新横浜地区のまちづくりにより増大する駐車場需要に対処する公共性の高い駐車場であることから、「行政財産の用途または目的外使用に係る使用料に関する条例 第4条」に基づき無償貸付を行っています。	都市整備局都市交通課
23 根岸駐車場	土地	普通財産	貸付の相手方が公共的団体に該当する(公財)横浜市体育協会であり、当該財産を公益事業と認められるプール付帯施設として使用するため、「財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例 第4条1項」に基づき無償貸付を行っています。	市民局スポーツ振興課

## (2) 公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会

平成25年4月1日時点

施設名		区分 (土地・建物)	財産区分	無償貸付理由	貸付契約等担当課
1	男女共同参画センター横浜	建物	行政財産	(公財)横浜市男女共同参画推進協会は、男女共同参画社会基本法に基づく本市の責務を補佐するために本市が設立した公共的団体であり、その役割は、女性問題の解決に向けた相談や支援、男女共同参画に関する啓発や事業開発など、極めて公共性、公益性が高いため、事務所として126.25平方メートルの目的外使用を許可している。	市民局男女共同参画推進課
2	男女共同参画センター横浜	建物	行政財産	施設利用者の利便性向上を目的に、公衆電話設置のため0.73平方メートルの目的外使用を許可している。	市民局男女共同参画推進課
3	男女共同参画センター横浜南	建物	行政財産	施設利用者の利便性向上を目的に、公衆電話設置のため0.364平方メートルの目的外使用を許可している。	市民局男女共同参画推進課
4	男女共同参画センター横浜北	建物	行政財産	施設利用者の利便性向上を目的に、公衆電話設置のため0.49平方メートルの目的外使用を許可している。	市民局男女共同参画推進課